

議案第40号

杉並区立区民住宅条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成29年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立区民住宅条例を廃止する条例

杉並区立区民住宅条例（平成6年杉並区条例第19号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成29年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前にこの条例による廃止前の杉並区立区民住宅条例第6条第1項の規定により使用の許可を受けた者に係る同条例第12条第1項に規定する保証金並びに同条第2項ただし書に規定する未納の使用料等、共益費及び賠償金並びに同条例第17条第2項の規定による賠償責任については、なお従前の例による。
- 3 杉並区高齢者住宅条例（平成9年杉並区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び杉並区立区民住宅条例（平成6年杉並区条例第19号）」を削る。

（提案理由）

区民住宅を廃止する必要がある。

杉並区立区民住宅条例を廃止する条例新旧対照表

附則第3項による改正（杉並区高齢者住宅条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 区高齢者住宅 杉並区（以下「区」という。）が建設、買取り又は借上げを行い、住宅に困窮する高齢者に対して賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号。以下「区営住宅条例」という。）	(1) 区高齢者住宅 杉並区（以下「区」という。）が建設、買取り又は借上げを行い、住宅に困窮する高齢者に対して賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号。以下「区営住宅条例」という。）
に基づくもの以外のものをいう。	及び杉並区立区民住宅条例（平成6年杉並区条例第19号）に基づくもの以外のものをいう。
(2)～(8) 略	(2)～(8) 略